



# 地域支え合い活動応援事業 応募の手引き(令和8年度版)

社会福祉法人海田町社会福祉協議会 財政調整積立預金活用事業

## 目 的

今日、社会環境の変化は町民の生活にも大きく影響を与え、生きづらさや地域におけるつながりの希薄化等の様々な生活課題を生み出しています。これらの地域生活課題は、複雑化・複合化し、公助による支援が行き届きにくい、制度の狭間であることも少なくありません。

こうした中、民間による柔軟で多様な発想の様々な取組が求められています。そうした取組が広がっていくためには、団体の立上げ及び初動期の体制整備やその後の事業展開には資金面だけではなく、ソフト面での支援が必要です。

そこで、海田町社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、地域生活課題の解決やボランティアに取り組みようとする地域団体の活動に対し、助成金の交付を中心とした支援を行うことにより、つながりと支え合いのある地域づくりを目指します。

なお、本助成事業は本会「財政調整積立預金」を活用して実施するものです。

## 助成対象事業

A 地域生活課題の解決に関する事業

B 居場所づくり事業

C 子育て応援に関する事業

D 災害に伴う被災者に対する支援事業

E その他

応募期間：令和8年4月1日（水）～ 5月8日（金） 【必着】

### <提出・問合せ先>

社会福祉法人 海田町社会福祉協議会

〒736-0066 広島県安芸郡海田町中店8番33号 ひのうらセンター内

電話：082-820-0294 FAX：082-820-0293 メールアドレス：[kaita-shakyo@za.wakwak.com](mailto:kaita-shakyo@za.wakwak.com)

## 1 助成の対象となる団体

次の要件をすべて満たす団体とします。

- (1) 海田町内に活動の拠点がある団体。
- (2) 代表者を含め5名以上の構成員で組織されている団体。
- (3) 政治・宗教・営利を目的としない団体。
- (4) 暴力団又は暴力団員等が関与していない団体。

## 2 助成金対象事業

- (1) 対象団体：新規事業 1団体 1事業
- (2) 助成額：1団体につき3万円を上限とした必要額
- (3) 期間：同一事業での申請は連続3会計年度までとする。
- (4) その他：審査の結果、助成決定されない又は申請額どおりの決定とならない場合があります。  
本会が本助成事業を廃止した場合は、当該廃止した年度をもって助成を終了します。

A事業からE事業の中からの応募となります。

同一年度に重複して応募することはできません。

### A：地域生活課題の解決に関する事業

- ◆ 地域食堂による食事の提供、見守り訪問を応援する事業です。

### B：居場所づくり事業

- ◆ 不登校、認知症、引きこもり、孤独・孤立等課題を抱える者に対する居場所や集まり、交流の場の整備を応援する事業です。

### C：子育て応援に関する事業

- ◆ 子育て世帯を対象にした交流事業、バザー、体験等の支援イベントの開催、子育て支援拠点づくり等を応援する事業です。

### D：災害に伴う被災者に対する支援事業

- ◆ 災害に伴う被災者や自力では家の片づけや掃除ができない世帯(公的サービスを受けているものを除く。)への支援等を応援する事業です。

## E：その他

- ◆ その他の地域福祉を推進する取組を応援する事業です。

### 3 助成の条件等

- ・ 営利を目的とした活動ではないこと。
- ・ 政治的活動又は宗教的活動でないこと。
- ・ 趣味や教養の享受等を目的とする活動でないこと。
- ・ 申請書と助成事業の内容に虚偽のないこと。
- ・ 本事業以外の助成金を受けていないこと。

### 4 助成金の使途

#### (1) 助成対象経費

| 費 目  |
|--|
| 講師の謝礼等                                     |
| 講師交通費、宿泊等費用                                |
| 当該助成事業に係る消耗品代金                             |
| 郵送料、運搬料金等                                  |
| 会場使用料、車両借上代、事業に必要な備品等のレンタル代金               |
| チラシ、ポスター、コピー代、印刷物等諸費等                      |
| 研修会等参加費、参考資料(図書)購入代、事業に必要な映画・ビデオ等<br>借り上げ料 |
| 備品購入代金(助成金申請額の30%以内 (見積書提出))               |
| ボランティア保険、行事用保険                             |

※上記以外の事業に必要な経費(応相談)

#### (2) 助成対象外経費

- ・ 申請団体やその所有施設への費用
- ・ 申請団体に所属している構成員に係る経費(個人に帰属するもの)
- ・ 自助活動と判断される活動経費
- ・ ハード整備を目的とした費用
- ・ その他助成の対象とすることが適当でないと認められる経費

### 5 助成対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 6 全体スケジュール

- (1) 応募期間 4月1日(水)～5月8日(金)
- (2) 選考期間 5月～6月上旬
- (3) 助成金交付 6月中旬以降 助成決定団体に現金でお渡しします。
- (4) 団体訪問 助成決定以降、本会職員が団体訪問します。
- (5) 報告書提出 取組が終了した日から10日以内又は令和9年3月31日(水)のいずれか早い日までに既定の様式で報告していただきます。

## 7 応募方法・提出書類

- (1) 助成金交付申請書 (様式第1号)
- (2) 団体の規約
- (3) その他必要な書類

- ・ (1)～(3)を表紙に記載の提出先へ、郵送又は持参により提出ください。
- ・ 提出締切は、令和8年5月8日(金)必着です。
- ・ (1)の様式データを希望する場合、[kaita-shakyo@za.wakwak.com](mailto:kaita-shakyo@za.wakwak.com)までご連絡ください。
- ・ ご提出いただいた書類は、採否に関わらず返還しませんので、予めご了承ください。審査の際、書類を照会することもありますので、必ずお手元に写しを保管しておいてください。

## 8 助成の決定等

- ・ 応募のあった内容を審査し、その結果を交付決定・否決定通知書(様式第2号)により申請者に通知をします。なお、審査に当たり、必要に応じてヒアリングを行います。
- ・ 助成決定した申請者は、請求書(様式第3号)により助成金の請求を行ってください。

## 9 助成内容の変更

- ・ 助成事業を中止し又は廃止しようとする場合や、助成事業が期間内に完了しないもしくは遂行が困難な場合は速やかに助成金交付変更申請書(様式第4号)を提出してください。また、事業内容を変更する場合も助成金交付変更申請書(様式第4号)を提出してください。

## 10 実績の報告

- ・ 事業完了後速やかに、実施報告書(様式第5号)を提出してください。

## 1 1 助成金の返還

- ・ 別紙要綱又は交付決定に付した条件に違反した場合や目的以外に助成金を使用した場合は、助成金の返還を求めることがあります。
- ・ 提出書類に虚偽の事項を記載又は助成金の交付に関し不正な行為があった場合、決算額が助成金に比して著しく減少した場合、事業を中止した場合は助成金を返還していただきます。

## 1 2 その他

- ・ 項目1（助成の対象となる団体）と項目2（助成金対象事業）を満たしていても、申請内容、団体の規模、設立後の経過年数、助成履歴等から総合的に判断し、非該当とみなす場合があります。
- ・ 助成金の交付決定にあたり、必要に応じて条件を付す場合があります。
- ・ 採否理由についてはお答えすることはできませんので、あらかじめ了承の上、ご応募ください。